

董仲舒陰陽説に就きて

佐川修

董氏學に於ける最も顯著な一特質は其が常に陰陽説に影響せられ之を基礎として樹立せられた點に在る。春秋繁露の後半の殆ど全部は、陰陽説を以て占められてゐるが、其の外、董氏學の資料たる漢書董仲舒本傳及び五行志等も、悉く同様である。以て、董氏學に於ける陰陽説の地位が明である。

惟ふに、陰陽説は、元來、宇宙觀・自然觀の原理として說かれたものであり、董氏も亦此の意味での陰陽を盛に説いてゐるが、然し、重要なのは、此の點ではなくて、儒家としての彼が如何に之を自説に採入したかといふ點である。何故なら、宇宙の原理自然の理法としての陰陽は、人の道德を説き、問題を飽くまで人に置く儒教とは、本來、全く關係が有り得ないからである。是、本稿が「儒家としての董子が、如何に陰陽説を採入したか」——と云ふ點に中心を置いて論ずる所以である。

然して、儒家としての董氏の最も重大なる關心は、言ふまでもなく、王道に在つた。従つて、彼の王道説が如何に陰陽説を採入したかと云ふ點が解明せられゝば、此の目的は自ら達成されるわけである。

以下、此の立場から考察を試みる。

宇宙の原理・自然の理法としての陰陽が、人事たる王道説の基礎として採入せられた契機が明にされるためには先づ、第一に、董氏の陰陽觀が考察されねばならぬ。

彼が、陰陽の本體を如何に見てゐたかは、春秋繁露、五行相生篇に

天地之氣、合而爲一、分爲陰陽、判爲四時、列爲五行

と説明せられ、元來、天地間に「天地の氣」と稱する混然たる氣が存在し、それが分れて陰氣、陽氣の一となり、更に判列して或は四時となり、或は五行となつたとされたことが明である。詰り、陰陽、四時、五行は本源を一にするといふのであるが、此の三者の關係は果して、如何なるものであるか。そこで繁露の中から、三者を連説せる諸條を検索すると、天辨在人篇に

少陽因木而起、助春之生也

太陽因火而起、助夏之養也

少陰因金而起、助秋之成也

太陰因水而起、助冬之藏也

陰陽終始篇に

至春、少陽東出、就木與之俱生、

至夏、太陽南出、就火與之俱煥、

五行之義篇に

木居東方、而主春氣、是故、木主生

火居南方、而主夏氣、火主暑

金居西方、而主秋氣、金主殺

水居北方、而主冬氣、水主寒

とある。

四時	陰	陽	五行	方角	歲功
春	少	陽	木	東方	生
夏	太	陽	火	南方	養(暑)
秋	少	陰	金	西方	成(殺)
冬	太	陰	水	北方	藏(寒)

即ち、陰陽と四時の關係を言へば、春は少陽の氣の流行する時、夏は太陽の氣の流行する時、秋は少陰の氣の流行する時、冬は太陰の氣の流行する時であり、而してそれが、生、養、成、藏、といふ植物の成長と完成とを規制するとされたのである。而るに、一方五行と四時の關係は、木は春氣を主つて、生を成し、火は夏氣を主つて養を成し、金は秋氣を主つて成を成し、水は冬氣を主つて藏を成す、とせられ、陰陽と全く同一の關係を歲功に對して有つてゐるとされた。而らば陰陽と五行とは、全く同一の者かと言へば、天辨在人篇に

如_二金木水火_二各奉_二其所_二主、以從_二陰陽_二相與一_レ力而辨_レ功、其實非_二獨陰陽_二也、然而陰陽因之以起、助_ニ其所_ニ主とあり、互に、相從屬して、力を併せ、以て歲功を成すといふ。諸り、陰陽も五行も共に天地の氣であり、其が歲功を直ちに意味する四時に配せられるに及んで、殆ど同一とされたものゝ如く、本旨必ずしも明瞭でないが、要するに陰陽

も五行も歲功を意味する四時と不可分に考へられたのである。

扱て、次に本來、無關係であるべき王道說と陰陽說とが結合せらるべき契機は、何處に在つたかといふ點が明にされねばならぬ。既に王道は人事であり、同時に、道德的倫理的意義を其の本質内容としてゐる以上、陰陽說が之に結びつけられるためには、必ず、其が擬人的、道德的に見られねばならぬ。董氏は此の契機を、實に、陰陽消長によつて説かれた四時の歲功と比擬することによつて發見した。

即ち、四時と陰陽との關係は、春は少陽、夏は太陽、秋は少陰、冬は太陰であり、春は物を成長せしめ、夏は物を養ひ、秋は物を成し、冬は物を藏する。此の生、養、成、藏は所謂歲功であつて、陰陽の作用の齎すべき功である。既に陰陽に此の如き功があるとされば、それは容易に王者の功と比擬せられ得るので、更に進んでは此が王政の具體的な態度にまで比擬せられるに至つたのである。又、陰陽が四時との關係に於て考へられた結果、次には、春・夏・秋・冬のものゝ人間に與へる「全體の感じ」即はち四時の持つ性格が、人情に比擬され、春の和いだ感じを和・喜・愛に配し、夏の暑い感じを徳・好・樂に配し、秋の清冷な感じを平・怒・嚴に配し、冬の寒嚴な感じを威・惡・哀に配し、亦遂に陰陽の持つ性格にまで推衍せられたのである。陽尊陰卑篇に

陽、天之德、陰、天之刑也、陽氣暖而陰氣寒、陽氣予而陰氣奪、陽氣仁而陰氣戾、陽氣寬而陰氣急、陽氣愛而陰氣惡、陽氣生而陰氣殺

とあるのは、陰と陽とを對立して、其の作用を擬人的に説いたものであるが、董氏としては、此の如き説き方は寧ろ少く、概ね、陰陽を四時に配して、少陽・太陽・少陰・太陰を區別してなり、天辨在人篇に

少陽(略)助春之生也、太陽(略)助夏之養也、少陰(略)助秋之成也、太陰(略)助冬之藏也、

と云ひ、更に

春、愛志也、夏、樂志也、秋、嚴志也、冬、哀志也(略)春夏之陽、秋冬之陰、不獨在天、亦在於人、

と云へる如き是である。彼が「春夏の陽、秋冬の陰獨り天に在るのみならず、亦人に在り」と言へるは、自然の原理たる陰陽が、そのまま人に比擬せられたことを明言したものに外ならぬ。

此の如く、四時陰陽による歲功を人情に比擬し、王政に比擬する説は、頗る多く、威徳所生篇・如天之爲篇・四時之副篇・陰陽義篇等を初め、各所に見えてゐるが、之を細説する煩を避けて、表示すると左の如くである。

天 (四 時)				人 (王 者)			
				人 情		政	
春	少 阳	暖	生	天 之 和	喜 氣	慶	博 愛 容 衆
夏	太 阳	暑	養	天 之 德	樂 氣	賞	修 德 致 寛
秋	少 隅	清	成	天 之 平	樂 志	盛 養 樂 生	修 德 致 寛
冬	太 隅	寒	藏	天 之 威	怒 氣	罰	修 德 致 寛
					嚴	立 嚴 成 功	修 德 致 寛
					志	修 義 求 惡	修 德 致 寛
					刑	哀 死 慚 哀	修 刑 致 清

即はち、王者の慶——博愛容衆——修仁求善は春（少陽）に比擬せられた政であり、王者の賞——盛養樂生——修德致寬は夏（太陽）に比擬せられた政であり、王者の罰——立嚴成功——修義求惡は秋（少陰）に比擬せられた政であり、王者の刑——哀死恤哀——修刑致清は冬（太陽）に比擬せられた政である。換言すれば、王者は、此等の政治を四時陰陽に法つて行ふべしといふのである。而して、董氏はこの四時陰陽を「天」とも稱してをり、陰陽義篇に
與天同者大治、與天異者大亂、故爲人主之道、莫明_ト於在_ル身之與_ル天同者而用_レ之使喜怒必當義而出_ス也、如_ド寒暑之必當_ニ其時、乃發_上也

王道通三篇に

王者亦常以愛^{ヨリ}利天下^ヲ爲^シ意^(申)、好惡喜怒而備用也、然而主之好惡喜怒、乃天之春夏秋冬也^(中)、天出^ニ此物^ヲ時則歲美、不時則歲惡、人主出此四者、義則世治、不義則世亂、是故治世與美歲同數、亂世與惡歲同數、以此見人理之副天道也、

と言へる、尤も此間の消息を明にしてゐる、此くて、王者は、天の陰陽四時に法つて、施政すれば治を得るのであつて、此が所謂「天人合一」の主要なる内容である。「天地人主一也」とか「可謂參天矣」^(以上、王道)「聖人副天之所行、以爲政」とか「故曰、王者配天」^(通三篇)_(之副篇、四時)とか言へるは、總べて此の謂に外ならぬ。

之を要するに、陰陽説が王道論の基礎として採入せられたのは、陰陽を四時に配して、其の歲功や性格に、擬人的要素を認め、王者の施政を此に、比擬した所に、其の契機があつたのである。王者則天の思想は儒教に於て古くから存した思想であるが、「天」を特に「陰陽」として、理論づけた點に、特に、董氏の特質が見出される。

以上は、四時陰陽と王政の單なる比擬に過ぎないが、次に實際の王政の運用は如何になされねばならないか。董氏は此をも陰陽説を基礎として理論づけてゐる。

そこで、此の點を解明するために、先づ彼の陰陽運行の理論が考察されねばならぬ。天道無二篇に天之常道、相反之物也、不得^ニ兩起^ス、故謂^ニ之一^ニ而不^ニ二者、天之行也、陰與^シ陽、相反之物也、故或出或入、或左或右、春俱南秋俱北、夏交於前、冬交於後、並行而不同路、交會而各代理、此其交與

とあるのは、陰陽二物の運行が常に相反し、一が出づれば、一が入り一が出づることを言つたもので、四季の生ずるのは陰陽の運行に在ることが、此で明である。而して、陰陽消長の割合は、陰陽終始篇に
多少調和之道、常相順也、有^レ多而無^{カタ}溢^{スルト}、有^レ少而無^{カタ}絕^{スルト}、春夏陽多而陰少、秋冬陽少而陰多、多少無常未^シ嘗不^ニ分而相散^セ也、以^ニ出入^ニ相損益^シ、以^ニ多少^ニ相渙濟^シ也、多勝^レ少者倍入、入者損^レ一而出者益^ニ、天所^ニ起、一動而再倍、

常乘反衡登之勢、以就同類、興之相報、故其氣相侵、而以變化相輸也、

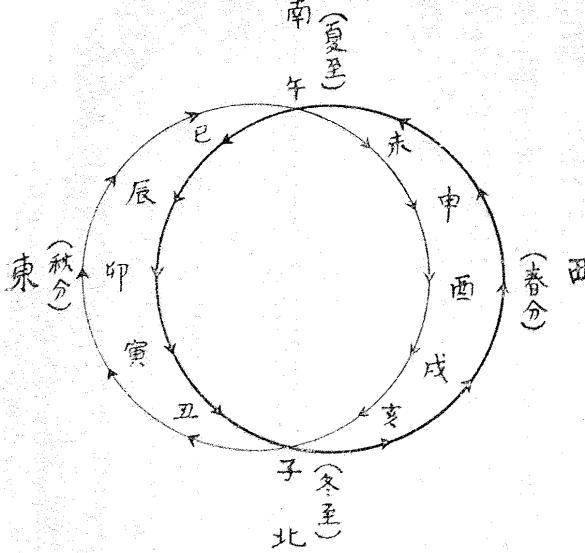
とあり、春夏は陽多くして陰少く、秋冬は陽少くして陰多く、入る者は一を損し、出づる者は二を増すが、而し陰と陽との總量は常に一定してゐる。

次に、陰陽の運行の徑路は、陰陽位篇、陰陽出入篇に説かれてゐるが、之を要約すると先づ陰と陽との運行の徑路は同一であるが、其の進行は逆である。先づ冬になると、陽が西より東に來り、陰は東より西に來り、中冬に至つて北方に相會する。之を冬至といふ。やがて再び相別れて、陽は東（左）に進み、陰は西（右）に進み、冬月が終ると陰陽俱に南に還り、中春の月に至つて、陽は正東に在り、陰は正西に在る。之を春分といふ。春分に於ける陰陽の地位は正に相反してゐる。やがて、再び俱に南に進み、中夏に至つて兩方に相會する。之を夏至といふ。やがて再び別れて、相去り、陽は西（右）に適き、陰は東（左）に適き、中秋の月に至つて、陽は正西に在り、陰は正東に在り、之を秋分といふ。秋分の陰陽の位置は恰も春分のそれと相反してゐる。やがて、又俱に北に還り中冬に至つて北方に相會して冬至となる。

以上は、董氏陰陽運行説の概括であるが、此によつて知られる如南

く、陰陽が自然の原理である限りに於ては、全く同等であり、其の間何の輕重もない。然し、董氏は、更に之を四時の歲功と關聯して説

き、二者の間に輕重を認め、以て、王政運用の理論づけを試みてゐる
燐煥孰多篇に「自正月至於十月、而天之功畢」とあるによれば、天の功、即ち、歲功は正月から十月までの間に完成するのであるから當然



陽は重く、陰は軽い。而も、事實に於ては、十月は唯、收穫するのみであるから、一層陰の影響は少くなるので、同篇に「九月者、天之功、大究於是月也、十月而悉畢」とあり、陰陽義篇に「天之道、以三時成生」とあるのは、之を言つたものである。かくて、陰陽を四時に配すると、歲功に參與するのは、少陽、太陽、少陰の三者であり、太陰は之に與らず、燧煥執多篇にも「天之成功也、少陰與而太陰不與」と言つてゐる。董氏の此の種の論は、頗る多く、巧みな比喩を用ひてゐるが、今は、之を煩説するを避け、唯其の一例として、基義篇に

陰陽二物、終歲各壹出、壹其出、遠近同度、而不_レ同意、陽之出也、常縣_ニ於前而任事、陰之出也、常縣_ニ於後、而守空處

とあるのを擧げておく。

此の如く、陰陽と歲功との關係に於て、陰が殆ど參與せぬといふ理論は、之を基礎とした彼の王政運用説には、不可缺の要素であるが、實は、此の理論は、上來、說述した所の陰陽運行説とも密接な關係がある。即はち、彼の運行説を本にして、陰陽の十二ヶ月に於ける位置を定めると、八月中秋の時に於て、陰は正東に在つて正西にはなく十一月冬至の時に於て、陰は正南に在つて正北ではない。然るに一方、五行を四時に配して歲功を說いた際、既說の如く、金は秋に當り、方角は西であり、其の方向は、正に正反對となつてゐる。然も、金は秋氣を主つて收を成し、水は冬氣を主つて藏を成すこと既述の如くであるならば、事實秋の少陰は金の歲功に併力し得ず、太陰は水の歲功に併力し得ない結果となり、此處に重大な理論的矛盾を生ずることとなる。董氏は之を次の如く説明した。即ち、陰陽終始篇に

至_ニ於秋時_ニ少陰興、而不得_レ以_レ秋從_レ金、從_レ金而傷_レ火功、雖_レ不得_レ以_レ從_レ金、亦以_レ秋出_ニ於東方_ニ犯_レ其處_ニ而適_ニ其事_ニ以_レ成_ニ歲功、此非_レ權與、

とあるものは是で、少陰が事實は歲功に參與しないのは、「天の權」であると云ふ。冬の太陰に關しては別に説く所が無いが、そのまゝ類推すべきであらう。

此は董氏の陰陽運行説から當然、生れねばならぬ理論であるが、要は、歲功に參與する陰陽の輕重が問題なのである。従つて、例へば他方では、「天之成功也、少陰與、而太陰不與」(燐燃)と言ひ、少陰の成功に參與しないと言つてゐ乍ら、こゝでは、少陰は歲功に參與しないと言つてゐる如き矛盾は、深く咎むべきではなく、一面、それは、儒家であり乍ら、彼が、自説を理論づけんとして陰陽説を探入した結果、當然、陥らねばならなかつた陥縫とも言はれよう。

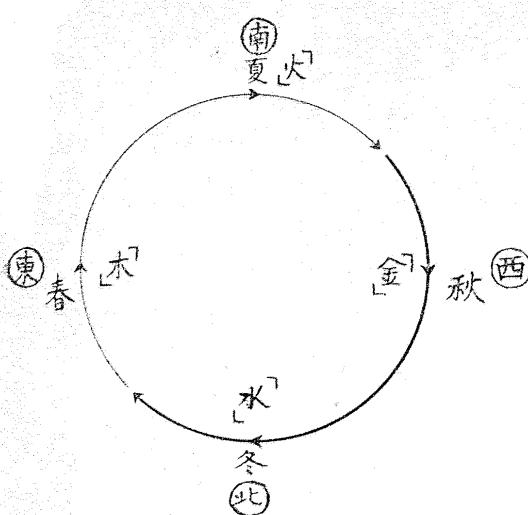
猶、淮南子論言篇には、董子と全然、別種の陰陽運行説が見えてゐり、「陽氣起於東北、盡於西南、陰氣起於西南、盡於東北」とあるのが、是で、此によれば、一年に於ける陰陽は、董説の如く、反対の方向に運行してゐるのではなく、同一方向に繼起的に運行する所せられたやうである。従つて、假に此の理論を五行の歲功と對應すると、陽は東北に起つて南行し、東に至つて木氣に遇ひ、生に併力し、更に南方に至つて火氣に遇ひ、養に併力し、西南に盡き、陰は西南に起つて北行し、西に至つて金氣に遇ひ、收に併力し、更に北方に至つて水氣に遇ひ、藏に併力し、東北に盡きることとなる。

董氏の繁露と淮南子とは、其の時代が殆ど同じであると考へられるから、恐らく、陰陽説の漸く隆盛に赴いた當時種々の陰陽運行説が存在してゐり、

董氏は、自説の構成に便利な運行説を採用したのではなからうか。

兩種の陰陽運行説を比較した場合、淮南子の運行説は、陰陽の歲功に參與する割合が同等であり、董氏のそれは、陰が軽く、陽が重くなる。従つて董氏の如き所論をなすには、淮南子の運行説が不適當なるは言ふまでもないのである。

既に、陰陽の歲功に參與する狀態が、右の如くであるならば、陰陽に法るべき王政が、其の運行に當つて採らるべき態度は、自ら明白である。即はち、一言にして之を蔽へば、陽に法るべき王政を盛に用ひ、陰に法るべき王政を用ひぬといふことでなければならぬ。既掲の表によりて言



ふならば、慶賞を用ひて、罪刑を用ひず、博愛容衆・盛養樂生の政を努めて、立嚴成功・哀死恤喪の政を努めず、修仁求善・修德政寬に力を致し、修義求惡・修刑致清に力を致さざることである。此の際陰に比擬せられた王政を、全く廢棄すべしといふのでないことは勿論で、天辨在人篇に

刑者德之輔、陰者陽之助也、

漢書董仲舒本傳の彼の對冊に

天下使上陽出布施於上而主歲功上使下陰入伏於下而時出佐上陽

とあるのは、特に之を注意したもので、其は、前述の理論から言つても當然である。従つて、基義篇に「天之親陽而疏レ陰、任德而不任刑也」とか、陽尊與鬼篇に「務德而不務刑中略、爲政而任刑、謂之逆天、非王道也」とか、對冊に「王者承天意以從事故任德教、而不任刑」とか言へるも、全く刑を廢するといふのではなく、德を重んずることを強調した修辭上の用法と見るべきは、言ふまでもない。

以上、論する所により、董氏の王道説が如何に陰陽説を探入し、如何に之を利用したか概ね明かであるが、其の眞意は、要するに、王者は德治を主とすべきであり、刑治を主とすべきではないといふ、極めて通常なる、儒家一般の理想と何等、異なる者ではない。唯、此の如き王道説を、理論附け、根據附ける企圖として、董氏が、元來は、宇宙の原理・自然の理法たりし陰陽説を探入し、以て自説を構成した所に、重要な意義があるものである。

陰陽説を根據とせる董氏王道説は、以上の通りであるが、次に、一步進んで春秋學者としての董氏は之を如何に春秋と結びつけたであらうか。惟ふに、董氏は、あらゆる説に於て其の實證を春秋に求めてゐるのであつて、時には、甚だしい附會をも敢てしてゐる。此は、極めて意味あることで春秋學としての漢代公羊學は、實に其の點に特色があつた。

陰陽説による王道説も亦もとより例外ではなく、春秋に其の實證を求められたのである。

結論を先に提示すれば、董氏は、春秋經の開卷「元年春王正月」の六字に、王者が陰陽に法つて施政すべき意味があるとなした。對冊に

臣謹案春秋之文求王道之端得之於正正次王、王次春、春者天之所爲也、其意曰、上承天之所爲、而下以正其所爲、正王道之端云爾

竹林篇に

春秋之序辭也、置王於春正之間非曰上奉天施而下正人、然後可以爲王也云爾

とあるのは、其の本旨であるが、之を要するに、春秋經に「春」「王」「正月」の順序を以て配列せられ「王」が「春」と「正」との中間に位してゐるのは「王者が、上、天の爲す所を承けて下、人を正す」ことであり「天の爲す所」とは言ふまでもなく「春」のことである。換言すれば「王者は春に示されてゐる天道に従つて、下、人民を正す」といふのが「春王正月」の意義であり、而して、其は當然、春秋の王道の理想を示してゐると考へられたのである。従つて、愈、序篇に

仲尼之作春秋也、上探天端、王公之位、萬民所欲

二端篇に

是故、春秋之道、以元之深、正天之端、以天之端、正王之政、以王之政、正諸侯之位、五者俱正、而化大行、とある「天端」「天之端」は「春」のことであり、王者の法るべき規範としての「天」のことである。然らば「春に示されてゐる天道」「王者の則るべき天」とは抑々何であるか。對策に

王者欲有所爲、宜求其端於天、天道之大者在陰陽、陽爲德陰爲刑(中略)王者承天意以從事、故任德教、而不任刑(中略)爲政而任刑、不順於天、故先王莫之肯爲也、

といへるによつて明な如く、其は「陰陽」に外ならない。かくて、春秋に示された王道とは、王者が陰陽に法つて政を施すことに外ならず、陰陽に法る具體的な施政は、既述の通りである。

然らば元年の二字は如何に解せられたか。重政篇に

惟聖人能屬萬物於一而繫之元也（中略）元猶原也、其義以隨天地終始也（中略）故元者萬物之本、爲人之元在焉、

安在乎、乃在乎天地之前

とあるによれば、「元」は天地の前に在り、萬物の本であると云ふ。「元年春王正月」の春を天と解し、王を天に法する者とした彼の思惟の経過は當然、元をかく解さねばならなかつたのであつて、二端篇に「春秋之道、以元之深、正天之端」と云へるも、天端を正すものとしての元である。そこで、此の元が、春王正月と如何に關係して説かれたかを検するに、對策に

謹案春秋謂之元者萬物之所從始也、元者辭之所謂大也、謂之元者視之大始、而欲之本也、春秋深探其本、而自貴者始、爲人君者正心、以正朝廷、正朝廷、以正百官、正百官、以正萬民、正萬民、以正四方、四方正、遠近莫不壹於正、

王道篇に

春秋何貴乎元而言之、元者始也、言本正也、正原本作道王道也、王者人之始也、

とあり、一切の本源としての元を、王者自身の本源に轉じ、王者は、治政の第一として、先づ自らを正し、次第に廣きに及ぼし、遂に天下の一切を正に歸せしむべきであるとなした。

かくて、「元年春王正月」の六字から導かれた春秋の理想は「王者は春に示された天道たる陰陽に法つて、先づ自己を正し、遂に天下萬民を正に壹にする」に在りと結論される。以上は言はゞ董氏によつて解釋せられた、春秋の示す王道の總論であるが、董氏は、此の趣旨によつて春秋一經が貫かれてゐるとなしたので、其は繁露にも見えてゐる。

例へば、王者の政は、四時（陰陽）に法つて慶賞罰刑が正しく行はれねばならぬことを説いた後に「故慶賞罰刑、有不行於其正處者、春秋譏也」^{之副とか、「春秋采善不遺小、接惡不遺大、諱而不隱、罪而不忽」所生}とか言ひ、春秋の貶損の中には、王者が陰陽に法つて施政せざる惡を對象としたものもあるとなしてゐる。但し、其の具體的な舉例は遂に發見することができない。

之を要するに、董氏春秋王道説の基礎は陰陽説に在つたのであるが、果して此の解釋が春秋の本旨と合するか否かはもとより問ふまでもなく明かである。第一、此の如き複雑な王道説が、僅に「元年春王正月」の六字から導かれる筈はなく、更に、それが、春秋全體から歸納的に論結されたものでもない。殊に、「元年春王正月」の六字に於て、「年」と「月」の二字を全く無視し去つて、元—春—王—正の四字を恣意的に聯絡附會したるに於てをや。既に王道そのものが附會であるばかりではない、假に「春に示された天道」なる解釋を肯定したところで、それを「陰陽」となすべき理由は、全然、經傳には存しないのである。

詰り、董氏は儒家としての王道説を陰陽説によつて構成して理論附け、更に此が權威を春秋に求めたのである。吾人は、董氏によつて代表せられる漢代春秋學の根本的特質を茲に發見せねばならぬ。

三

陰陽説を採入して王政及び其の施行を理論づけた董氏は、更に災異をも陰陽説によつて理論づけ、獨特なる災異説を構成するに至つた。

惟ふに、災異を以て、天の王者に對する譴告となす所謂災異説の發生は、支那に於て、かなり古いものらしく、呂氏春秋十二月紀に見える時令災異説、天の時に應ぜざる政治の譴告の系統、尙書洪範より進んで洪範五行傳に至る、五事災異説^{五事に反する政治の譴告との系統等、}時令災異^{・五事災異の稱は假に余の名づけた者であり、果して兩者が何れも董氏以}して災異が考へられる説^{・時令災異を異にするか否かは問題である。姑く疑問を残しておく。}

前のものであつて、所謂「災異説」なる名稱を冠せられた此等の思想は、一括して「天人思想」の觀念を基調としてゐる點で共通である。而も問題とする所は、あくまでも王の政治に在つた。董氏の主眼も、既説の彼の王政運行の思想と同様に、在來のそれと異なる者ではないが、それを陰陽説によつて理論づけた所に特色があるのである。

既に、王政の施行が、天の陰陽に法つてなさるべきことを説いた董氏は、亦災異をこゝから説き起した。對策に及し至後世淫佚奢靡、不レ能統理群生諸侯背畔殘賊良民以爭壞土廢德教而任刑罰刑罰不中則生邪氣邪氣積於下怨惡畜於上上下不和則陰陽繆戾而妖災生此災異所緣而起也、

とあるによれば、災異の原因は陰陽の繆戾するに在り、陰陽の繆戾は、王者の治政が宜を得ざる爲であり、王者の治政が宜を得ざるは、具體的には、徳教を廢して、刑罰に任するからである。詣り、王者は陰に法つた刑政を力めず、陽に法つた徳政を力むべしと言ふ法則に反いた結果として災異が起るといふのである。武帝が制詔して「今陰陽錯謬、氣氣充塞群生寡遂云々」と曰へるに對し、董氏が、其の原因として、王化の下に及ぼぬ爲であると對冊した本傳のも同様の趣旨である。かく、王政の不宜が、陰陽の不調を致し、延いて災異の原因となるならば、反対に、王政が適當に施行される、即ち、徳政が行はれる時は、陰陽が調和して、太平を致すべきで、對冊に王者の治政により、天下が正に豈になり「亡レ有邪氣奸其間者」と云ひ、更に

是以陰陽調而風雨時群生和而萬民殖五穀孰而草木茂天地之間被潤澤而大豐美四海之内聞盛德而皆
休而諸福之物可致之祥莫不畢至而王道終矣、

と云へるは、即ち其である。之を要するに、陰陽に法つた王政は陰陽の調和を致し、其の表示として福祥を招來し陰陽に反した王政は、陰陽の繆戾を致し、其の表示として災異を招來すると云ふのが、董氏の理論である。猶、春秋繁露では、災異の原因を陰陽の繆戾に在りと明言した所は無いが王道篇に「王者人之始也、王正則元氣和順風雨時、景星見、黃龍下」と云へる「元氣和順」は陰陽の調和であるべく、之に對して、「王不正、則上變天、賊氣并見」と云へる

「賊氣」は陰陽の繆戾を意味すると考へられる。

此の如く、災異は陰陽に法るべき王政の應驗として説かれたのであるが、陰陽が不調の結果、災異を生ずると言つても直に此の因果關係が生起するのではない。董氏の災異説には、此の間、更にもう一の要素が加へられ、一層、理論的になつてゐる。其は「感應の理」である。

感應とは相異る二者の間に於て、互に作用し合つて、自己と同一の狀態を他に誘起する謂であるが、其は原則として「類を同じくする者」の間に起るとせられた。同類相動篇に

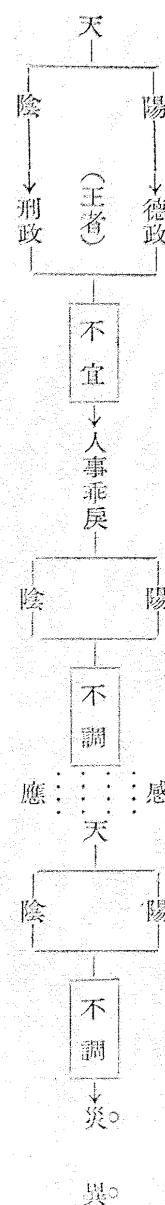
百物去其所與異而他商應之、五音比而自鳴、非有神、其數然也、美事召美類、惡事召惡類、類之相應而起也、如馬鳴則馬應之、牛鳴則牛應之

とあるのは、同類感應の原則であるが、此の理は陰陽に於ても當然行はるべきであり、同篇によれば、天が將に陰雨せんとすれば、人の病先づ此が爲に動き、人をして睡臥を欲せしめる。此は、天の陰が人の陰を感應した場合であるが、逆に人の陰が天の陰を感應する場合の中には災異に於ける陰陽の感應が含まれる。同篇に

陰陽之氣、因可以類相益損也、天有陰陽、人亦有陰陽、天地之陰氣起、而人之陰氣應之而起、人之陰氣起、而天地之陰氣、亦宜應之而起、其道一也、

とあるのが、是である。董氏が當代に在つて自由に雨を求め又は之を止めたことは、其の本傳にも「以春秋災異之變推陰陽所以錯行、故求雨閉諸陽、縱諸陰、其止雨反是、行之一國、未嘗不得所欲」と記され、著名の事實であるが、繁縝にも求雨、止雨の二篇があり、その方法を詳述してゐる。其方法を検するに、或は之に五行思想を交へ或は時令思想を交へ、頗る複雜な施設が行はれたらしが、要するに、根本の原理は「陰陽の感應」に在り、雨を求めるには人事の陽を壓して陰を高揚し、以て天の陰を感應して雨を得るのであり、雨を止めるにはこの反対のことを行ふので

ある。従つて、其の精神は「欲致雨、則動陰以起陰、欲止雨則動陽以起陽」相動と云ふに盡きるのである。
かくて、董子災異説を體系立てると、自ら次の如く結論されよう。即ち陰陽に法るべき王者の治政宜を得ざるときは、人事に於ける陰陽が繆戾し、此が天の陰陽に感應して、天の陰陽が繆戾する。其の結果として災異の現象が起ると。便宜の爲、圖示すれば左の如くなる。



以上は、董氏災異説の理論的考察であるが、其の陰陽説採入の跡が、略々明であらう。然し、屢言せる如く、彼が災異を此の如く理論的に説いた意義は、唯にそれだけに止るのではなく、要するに王者は善政を行はねばならぬことを強調する爲めである。従つて、災異は唯、陰陽の繆戾であるといふばかりでなく、「であるから、王者は治政に精勵せねばならぬ」とことを隨處に説いてゐる。災異が天戒とせられたのもその爲で、必仁且智篇に

凡災異之本、盡生於國家之失、國家之失、乃如萌芽、而天出災害以譴告、譴告之而不知變、乃見怪異、以驚該之、驚該之、尚不知畏恐、其殃咎乃至、

と記され、灾害・怪異・殃咎が、君主の失を警むる者として順次に發生すると云ひ、對策にも「國家將有失道之變、乃先出災害、以譴告、不知自省、又出怪異、以驚懼之、尚不知變、乃傷敗至」と記されてゐる。災害・怪異・殃咎の三つは、具體的には、如何に區別するのか、明言する所が無いが、必仁且智篇に災と異とを分ち、小者を災、大者を異とし、災が先づ至り、異が之に隨ふとし、災を天譴、異を天戒としてゐる點よりすれば、大小先後によつて區別したのであらう。而して、それは、公羊傳定公元年の一異大乎災也に本づいた。かくて災異は、天の王者に對する戒飭であるから王者は必ず災害を反省して非行を改めねばならぬので、其は必仁且智篇外、至る所に説いてゐる。又、此の思想は反面から考へれば、王者の反省による善政の可能性を意

味するから、董氏は「災異は天寵なり」とも言つてゐる。必仁且 智篇

陰陽説を根據とする董氏災異説は如上の通りであるが、次に、春秋學者としての董氏が、春秋の災異を如何に説明したか、又其意義は何處に在つたが、考察さねばならぬ。

對冊に

春秋之所譏、災害之所加也、春秋之所惡、怪異之所施也、書邦家之過兼災異之變、以此見人之所爲、其美惡之極、乃與天地流通、而往來相應、此亦天之一端也、

とあるのは、春秋の貶損を加へたる所は、すべて之に應じて災異が有つたことを言へるもので、春秋災異應驗の總論である。事實、漢書五行志を檢すると、董氏の春秋災異の個々に對する解釋が詳細に見えてゐるが、殆ど全部人事の應驗として説かれてゐる。但し、人事として擧げられた悉くが所謂、王政その者ではなく、悉くが陰陽の二字を用ひて説かれてゐるわけではない。然し、人事の惡によつて災異が起る以上、人事の惡は根本的に、王者の責任に歸すべきであるといふ、儒教特有の思想からすれば、人事は矢張り、王政に含まれるべきであるし、又、陰陽の二字が用ひられてをらなくとも、上述の理由から、原理として陰陽説が用ひられてゐたと考へて差支はない。猶、繁露には、春秋の個々の災異に對する解釋は見えてゐないが、春秋災異を總括して、王者失政の故とし、之を悖亂の徵とした者が各處に散見してゐる二端・奉本・玉英等の諸篇。

さて、五行志の董氏災異説を仔細に檢討するに、同じく陰陽の感應を以て、之を解釋してやり乍ら、其處に若干の類型が存するのに氣附く。今試に五行志の中から、特に陰陽の二字を用ひた諸條を探撫して代表的なる者凡そ十條あり今列記せず歸納すると凡そ三の類型が存在する如くである。

第一の類型は、陰陽が互に相剋するものとして、人事に於ける陰又は陽の一方が、他を壓して強大になると、其の相

剋が天に感應して、こゝに災異を生ずるといふ形式である。勿論、此の爲めには、人事及び自然の諸現象を、陰陽の二に配する基礎觀念がなければならぬが、其は繁露の諸處、特に陽尊陰卑篇等に説かれてゐる。此に屬する者の中、襄公二十四年の日食・桓公元年の大水・莊公二十四年の大水・桓公八年の雨雪・莊公十一年の大水・襄公二十四年の大水・成公五年の大水・昭公四年の大雨雪等は、陰が陽を壓した人事の感應とされたが、僖公二十一年の大旱・成公元年の無冰等は陽が陰を壓した人事の感應とせられた。

(一) 比食又既、象陽將絕、夷狄主上國之象也

(二) 夫人驕淫將弑君、陰氣盛、桓不寤、卒弑死、

(三) 夫人哀姜淫亂不婦、陰氣盛也、

(四) 象夫人專恣、陰氣盛也

(五) 時魯宋比年、爲乘丘郿之戰、百姓愁怨、陰氣盛、故二國俱水、

(六) 先是一年齊伐晉、使大夫帥救晉、後又侵齊、國小兵弱、數敵強大、百姓愁怨、陰氣盛、

(七) 時成幼弱、政在大夫、前此一年、再用師、明年復城郿、以私家、仲孫蔑叔孫儒如、顓會宋晉、陰勝陽

(八) 季孫宿任政、陰氣盛也、

(九) 齊桓既死、諸侯從楚、釐尤得楚心、楚來獻捷、釋宋之執、外倚強楚、炕陽失衆、作南門、

(十) 方有宣公之薨、君臣無悲哀之心、而炕陽、作丘甲、

第二の類型は、陰陽の感應が災異を致すことは、同じであるが、陰と陽との關係が、第一の場合の如く、並列的ではなく、繼列的の場合である。例へば襄公三十年の宋災、昭公九年の陳火等は、此の類に屬し、前者は、伯姬が幽居守節三十餘年に及んだため陰が積聚して陽を生じ、其の人事が天に感應して火災を生じたとされ、後者は人民の怨恨が極まって、陽を生じ、其の人事が天に感應して火災を生じたとされた。五行志には、此の反対の陽が極まつて陰が生じたといふ場合は見えてゐないが、同様に有り得べきである。

(一) 伯姬如宋、五年、宋恭公卒、伯姬幽居守節三十餘年、又憂傷國家之患禍、積陰生陽故生火也、

(二) 陳夏徵舒弑君、楚嚴王託欲爲陳討賊、陳國關門而待之、至因滅陳、陳臣子尤毒恨甚、極陰生陽、故致大災、

第三の類型は、陰と陽とが、並列も繼列もせず、全く單獨に考へられ、其の感應によつて災異を致すといふ場合で昭公十八年の宋衛陳鄭災及び、莊公二十八年の大水・桓公十五年の亡冰等は是であり前者は人事の陽の失が天に感應して災を致し、後者は、人事の陰の失が、天に感應して災を致したとされた。

(一) 宋衛陳鄭之君、皆荒淫於樂、不恤國政、與周室同行、陽失節、則火災出、是以同日災也、

(二) 夫人裏姜淫亂、逆陰氣、故大水也、

(三) 象夫人不正、陰失節、

此の如く、災異は人事に於ける陰陽の不調が天を感應した結果であると言つても、具體的な災異の解釋に於ては、自ら三の類型が存するので以て董氏災異説が如何に理論的であつたかが明であらう。然し乍ら、それはあくまでも理論であるから、事實は種々の矛盾をも含んでゐるのは當然と言はねばならぬ。例へば、同じく夫人の不正が、一方では雨雪の災異の原因とされ乍ら、他方では、全く反対の亡冰の災異の原因とされたり、或は、同じ火災が一方では人事の陽の失行を原因とし乍ら、他方では、反対の極陰を原因としてをる如き、是である。

(猶、此處で董氏災異説が、前微と應微とを如何に區別してゐたかを考察されねばならぬが、紙面の都合上、姑く省略に從ふ)

四

上來、論述せる所によつて、儒家としての董氏が、如何に陰陽説を探入し以て、王道説を理論的に根據づけたかを概ね明であるが、其の總べての論説を春秋と結びつけて説いたのは如何なる意義を有するであらうか。先には、陰陽に法つて德政が行はるべきであることを春秋によつて實證し、後には、王政の不宜が陰陽の不調を結果し、以て災異を招

來することを、個々の春秋災異によつて實證したのは、單に彼が春秋學者であつたためのみによるであらうか。然も、その「實證」たるや、頗る牽強であり附會であるが。

惟ふに、此は春秋を以て單なる經典とせず漢の爲に、孔子が制を定めた經世治用の書とみる、董氏一派の春秋學の立場から考へられねばならぬ。あらゆる場合に、現實の社會を忘れて春秋を説き得なかつた董氏は、陰陽説を探入して樹立した王道説に於ても、亦同様であつた。即ち、陰陽説によつて此の如く、理論づけられた王道説は、單なる學説としてだけ意義があるのでなく、少くとも董氏に於ては、直にそれが、漢代の帝王の規範でなければならなかつたのである。例へば、春秋の災異が個々に就いて詳細に解釋せられた如きも、もとより、災異應驗思想から當然、生れるべき結果ではあるが、然も特に、董氏によつて初めて初めでなされたのは、董氏が、現實社會。——こゝでは、漢帝の施政に重大な關心を有してゐたからではないか。何となれば、五行志「武帝始元六年、六月丁酉遼東高廟災、四月壬子高園便殿災」の條に於て、詳細に災異の原因を勘へ、武帝を戒飭してゐる點などからみても、董氏は當代の災異に於て、一々其の原因を王者の施政に歸し、以て王者の戒となしたことが容易に推察され、此の現實關心性が、更に春秋の個々の災異にまで推衍されたのではないかと考へられるからである。

之を要するに、董氏が陰陽説を採入して、自説を構成し、以て春秋に其の實證を求めたのは、

第一に、從來の王道説を、理論的に根據づける目的から、
第二に、それが、單なる學説としての領域から、經世治用の規範として、事實、漢帝の鑑戒となされるべき目的から——の二の意義を有すと結論される。

五

最後に、此の如き陰陽説を唱へた董氏の史的地位を簡単に考察しよう。

惟ふに、陰陽説は、本來宇宙の原理、自然の理法として考へられたのであらうから、人の道德を説き、問題を飽くまでも人に置く儒教とは、もとより無關係であつたに違ひない。然るに、易の繫辭傳・文言傳・說卦傳等には、既に陰陽説があり、又、荀子にも各處に見えてゐる。従つて、儒教が陰陽を採入したのは、かなり古いことは確であるが、而し未だ本質的に陰陽説が融合されてゐなかつたらしい。秦初のものとしては、呂氏春秋に、かなり多く陰陽説が用ゐられてゐるが、その何處までが儒家の説であるかゞ不明であるばかりでなく、又未だ、それほど重視された形跡もない。

然るに、漢代に入ると、陰陽説は、儒教に於て極めて重大な地位を占めるやうになり、それは、漢書・後漢書等を検すると、前漢中期以後の儒者の對策・意見で陰陽説の影響を受けてをらぬ者が殆ど無いことからも、容易に窺知される。

此の趨勢に於て董氏の持つ意義は實に、彼が、儒家として最も初に詳細且精巧に、陰陽説を採入した點に在るのである。試に、漢代初期の文献を檢するに、韓詩外傳が果して韓嬰の作であるならば、彼が文帝博士であり、且、董氏と武帝の御前に事を論じたといふ漢書儒林傳の記事よりみて、略、董氏と同時代であるが、陰陽を説くことがあつても、繁露の如く、詳細でも精巧でもない。かくて、漢書五行志に、陰陽説と儒家との關係の歴史を概括し

昔殷道弛、文王演_ニ周易、周道敝、孔子述_ニ春秋、則_ニ乾坤之陰陽、效_ニ洪範之咎徵、天人之道、粲然著矣、

漢興、承_ニ秦滅學之後、景武之世、董仲舒治_ニ公羊春秋、始推_ニ陰陽、爲_ニ儒家宗、

と言へる、前半は、信じられぬとしても、後半「董氏始めて陰陽を推して儒家の宗」となるの一節は、蓋し、儒家として陰陽説を説ける董氏の史的地位を道破して餘なき者である（昭和十四年二月十七日稿）

——大尾——

猶、本論文作製に當り、小林信明・鎌田正兩先學より、種々の御批正を賜つた。附記して感謝の意を表すと云爾。